

令和4年度第3回太陽光発電設備設置審議会結果概要

開催日時	令和4年9月26日(月) 13時55分から15時33分まで
開催場所 及び出席者	第二庁舎 203会議室 ○審議会委員(湯沢委員、佐藤委員、眞庭委員、居村委員、高橋委員、石田委員) ○事務局(環境森林課長、環境政策係長、環境政策係員)
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について(諮問) (2) 次回の太陽光発電設備設置審議会の日程調整について 4 その他 5 閉会
審議結果	(1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について 議案第14号について、許可相当とする。 議案第15号について、搬入車両の通行に支障がないことを確認し、問題がなければ許可相当とする。 議案第16号について、許可相当とする。 議案第17号について、搬入車両の通行に支障がないことを確認し、問題がなければ許可相当とする。 議案第18号について、許可相当とする。 議案第19号について、許可相当とする。 議案第20号について、許可相当とする。 議案第21号について、許可相当とする。 議案第22号について、許可相当とする。 (2) 次回の太陽光発電設備設置審議会の日程調整について 令和4年11月24日(木) 13時30分から

令和4年度第3回太陽光発電設備設置審議会での意見等

(1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について

No.	委員からの意見等	回答等
1	事業区域の隣の畑を耕作している人には話がしてあるのか。	土地の所有者には知らせてあるが、借借人に知らせることまでは事業者に求めている。
2	搬入車両は入れるのか。	現況道路はないが、公図上は道路があるので、整備して通行できるようにする。民地を通行する場合は所有者の許可が必要となる。
3	事業面積によって調整池を設置する基準はあるのか。	設置基準はないが、雨水の流量計算により、必要な排水処理施設として事業者が調整池を計画した。